

## ○順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範

平成19年11月1日

規第平19—6号

### 前文

学術研究活動は、これまでの先人の努力の賜物と自己の新たなる発想に基づき行われる知的活動であり、その成果は世界の平和と人類の進歩及び環境保全に貢献すべきものである。本学は、研究者が建学の精神に基づき、倫理的責任感をもって学術研究活動を行い、社会の期待に応えるようこの行動規範を定める。

### (研究者の定義)

第1条 この行動規範において研究者とは、次の各号に定める教職員等をいう。

- (1) 「教職員等」とは、本学の教職員のうち職務として研究に携わる者(非常勤教員、過去に研究に携わっていた者及び臨床研修医を含む。)、学生等で専ら本学の施設・設備を使用して研究する者及びこれらを支援する職員をいう。
- (2) 「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、研究生、外国人研究生、専攻生、その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

### (研究者の責任)

第2条 研究者は、自らが生み出す知的資産や技術の質を担保するとともに、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の保全に貢献する責任を有する。

### (研究者の行動)

第3条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

### (社会の中の研究者)

第4条 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### (社会的期待に応える研究)

第5条 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

### (説明と公開)

第6条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(研究利用の両義性)

第7条 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

第8条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究者は、研究ノート等により研究・調査データを記録保存するとともに、データの厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第9条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為が生じない公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの(放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等)を取り扱う場合には、関連する法令、政府・学会の指針(ガイドライン)、学内規程を遵守し、必要に応じ学内外の委員会の承認を受ける。

(法令の遵守)

第10条 研究者は、研究の実施及び外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成の目的を尊重するとともに、法令、関係規則、研究費助成条件及び学内規程を遵守する。

(研究対象等への配慮)

第11条 研究者は、研究に協力する人の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

第12条 研究者は、他者の成果を建設的に批判すると同時に、自らの研究に対する批判に

は謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交える。また、他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

#### (社会との対話)

第13条 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

#### (科学的助言)

第14条 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

#### (政策立案・決定者に対する科学的助言)

第15条 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

#### (差別の排除)

第16条 研究者は、学術研究活動のあらゆる局面において、個人の人格と自由を尊重し、人種、民族、ジェンダー、宗教や思想信条等による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示や指導を受ける者の人格の尊厳をおかす言動をとらない。

#### (利益相反)

第17条 研究者は、自らの学術研究活動に当たって、利益相反行為を行わないよう十分に注意し、かかる状況が発生する場合には、情報公開・報告その他適切な措置をとる。また、自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の提示においては、私益より公益を優先させる。